

2025年6月10日

情 報 公 開 デ ー タ

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の第3項に基づく情報提供

弊社 仙台オフィス での各種公開データは下記の通りです。

【派遣労働者数・派遣先数・マージン率・派遣料金・派遣労働者賃金に関する事項】

派遣労働者の数（2025年6月2日現在）	59名
派遣先事業所の数	51社
マージン率	33.50%
労働者派遣料金の平均額	¥15,926/日
派遣労働者賃金の平均額	¥10,590/日

【労使協定に関する事項】

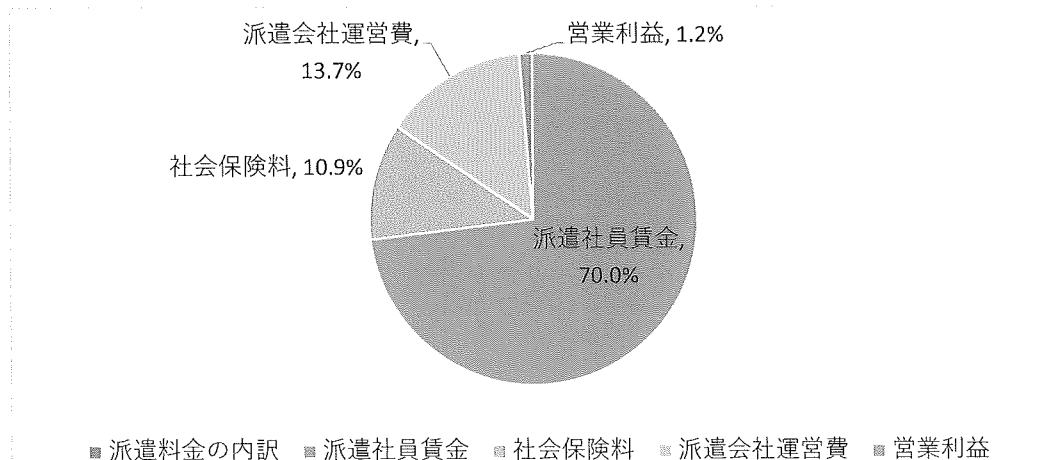
労使協定の締結の有無	有	協定有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
労使協定対象者の範囲	労使協定書に記載されている業務に従事する派遣従業員（労使協定書第一条）		

【派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項】

キャリアコンサルティング相談窓口 仙台オフィス / 担当：根木 清克	TEL 022-782-7823
---------------------------------------	------------------

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時基礎研修	雇入時（1年目）	OJT	無	有給
職能別研修	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給
階層別研修	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給
その他の教育訓練	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給

【派遣料金の内訳】 ※職種によって多少の違いはありますが、派遣料金の内訳は概ね下のグラフの構成です。



	株式会社パワースタッフジャパン 仙台オフィス（派 07-010028）
	〒984-0015 宮城県仙台市若林区卸町5-2-10-3F
	TEL 022-782-7823 FAX 022-782-7843

職業紹介事業に係る個人情報適正管理規定

事業所名：株式会社 パワースタッフジャパン 仙台オフィス

第1 個人情報取扱者の範囲

個人情報を取扱う事業所内の担当職員(社員)の範囲は、仙台オフィスの職員(社員)に限定する。なお個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の根本清克とする。

第2 取扱者への教育

職業紹介責任者は個人情報を取扱う第1に明記した事業所内の担当職員(社員)に対して、個人情報の取扱いに関するルールの研修、教育・指導を少なくとも年に一度は実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3 個人情報の開示

個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して当該本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときに当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うことはもとより、このような請求があったことを理由とした該当本人に対する不利益な取扱いはしないものとする。

また、このような個人情報の開示又は訂正に関する取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等へ周知をしなければならないこととする。

第4 苦情の処理

求職者等の個人情報の取扱いに関して、本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者である職業紹介責任者の根本清克は誠意を持って迅速かつ適切に処理することとする。

第5 個人情報の収集、保管及び使用

業務上取り扱う個人情報については、その業務の目的の達成に必要な範囲内で収集、保管し使用することはもとより、「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際のみに使用」等、具体的な目的を個別に明示し求職者の理解に資する方法で収集・保管及び使用をいたします。

令和7年6月16日 改定

職業紹介事業の運営に関する規定

事業所名：株式会社 パワースタッフジャパン 仙台オフィス

〔第1 求人〕

1. 本所は国内での全ての職業について、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）や他の法令に違反している場合、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合、暴力団員等による求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便・電話・ファックス又は電子メールでも構いません。
3. 求人申込みの際には、業務内容・賃金・労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックスまたは電子メール等の使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付・ファックスの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、事務費用を別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました事務費用は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

〔第2 求職〕

1. 本所は国内での全ての職業について、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、本人が直接来所されて所定の求職票のよりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別な登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

〔第3 紹介〕

1. 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、ご希望と適正に応じた職業に速やかに就くことができるよう、極力お世話をいたします。
2. 求人の方には、そのご希望に添う求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合に限ってファックスの利用若しくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付・ファックス利用・電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示いたします。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人

者と面接を行っていただきます。

5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をいたしません。
7. 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

[第 4 その他]

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応いたします。
2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者・求職者それぞれより本所に対してご報告をしてください。また、期間の定めのない雇用期間での労働契約を締結した求職者が就職から 6 ヶ月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対し報告をしてください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示は行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容を保つために、求人者・求職者等から当該情報について提供の中止の申し入れ、あるいは内容の訂正の依頼、本所が当該情報の正確性や最新性に欠くと客観的に判断した場合は遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新なものか否かを確認すること、また当該情報がいつの時点のものなのかを明らかにするための措置を講じます。
5. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由とした差別は一切致しません。
6. 本所の取扱職種は全職種で、紹介地域は国内全域です。
7. 本所の業務は、すべて職業安定法及び関係法令・行政通達に基づいて運営されますので、ご不明な点は当所の担当者にお尋ねください。

令和 7 年 6 月 16 日 改定

2025年6月10日

情 報 公 開 デ ー タ

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の第3項に基づく情報提供

弊社 福島第一オフィス での各種公開データは下記の通りです。

【派遣労働者数・派遣先数・マージン率・派遣料金・派遣労働者賃金に関する事項】

派遣労働者の数（2025年6月2日現在）	119名
派遣先事業所の数	61社
マージン率	33.29%
労働者派遣料金の平均額	13,829円 / 日
派遣労働者賃金の平均額	9,226円 / 日

【労使協定に関する事項】

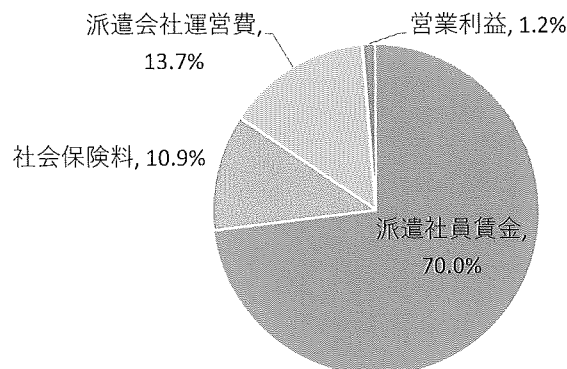
労使協定の締結の有無	有	協定有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
労使協定対象者の範囲	労使協定書に記載されている業務に従事する派遣従業員（労使協定書第一条）		

【派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項】

キャリアコンサルティング相談窓口 福島第一オフィス / 担当：杉浦 義則	TEL 024-526-3975
---	------------------

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時基礎研修	雇入時（1年目）	OJT	無	有給
職能別研修	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給
階層別研修	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給
その他の教育訓練	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給

【派遣料金の内訳】 ※職種によって多少の違いはありますが、派遣料金の内訳は概ね下のグラフの構成です。



■ 派遣料金の内訳 ■ 派遣社員賃金 ■ 社会保険料 ■ 派遣会社運営費 ■ 営業利益

	株式会社パワースタッフジャパン 福島第一オフィス（派 07-010028）
	〒960-8055 福島県福島市野田町1-16-25 メゾンスカイアベニュー1F
	TEL 024-526-3975 FAX 024-526-3976

職業紹介事業に係る個人情報適正管理規定

事業所名：株式会社 パワースタッフジャパン 福島第一オフィス

第1 個人情報取扱者の範囲

個人情報を取扱う事業所内の担当職員(社員)の範囲は、福島第一オフィスの職員(社員)に限定する。なお個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の金田有二とする。

第2 取扱者への教育

職業紹介責任者は個人情報を取扱う第1に明記した事業所内の担当職員(社員)に対して、個人情報の取扱いに関するルールの研修、教育・指導を少なくとも年に一度は実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3 個人情報の開示

個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して当該本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときに当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うことはもとより、このような請求があったことを理由とした該当本人に対する不利益な取扱いはいしないものとする。また、このような個人情報の開示又は訂正に関する取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等へ周知をしなければならないこととする。

第4 苦情の処理

求職者等の個人情報の取扱いに関して、本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者である職業紹介責任者の金田有二は誠意を持って迅速かつ適切に処理することとする。

第5 個人情報の収集、保管及び使用

業務上取り扱う個人情報については、その業務の目的の達成に必要な範囲内で収集、保管し使用することはもとより、「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際のみに使用」等、具体的な目的を個別に明示し求職者の理解に資する方法で収集・保管及び使用をいたします。

令和7年6月16日 改定

職業紹介事業の運営に関する規定

事業所名：株式会社 パワースタッフジャパン 福島第一オフィス

[第1 求 人]

1. 本所は国内での全ての職業について、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)や他の法令に違反している場合、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合、暴力団員等による求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便・電話・ファックス又は電子メールでも構いません。
3. 求人申込みの際には、業務内容・賃金・労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックスまたは電子メール等の使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付・ファックスの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、事務費用を別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました事務費用は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

[第2 求 職]

1. 本所は国内での全ての職業について、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、本人が直接来所されて所定の求職票のよりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別な登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

[第3 紹 介]

1. 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、ご希望と適正に応じた職業に速やかに就くことができるよう、極力お世話をいたします。
2. 求人の方には、そのご希望に添う求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合に限ってファックスの利用若しくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付・ファックス利用・電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示いたします。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人

者と面接を行っていただきます。

5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をいたしません。
7. 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

[第 4 その他]

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応いたします。
2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者・求職者それぞれより本所に対してご報告をしてください。また、期間の定めのない雇用期間での労働契約を締結した求職者が就職から 6 ヶ月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対し報告をしてください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示は行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容を保つために、求人者・求職者等から当該情報について提供の中止の申し入れ、あるいは内容の訂正の依頼、本所が当該情報の正確性や最新性に欠くと客観的に判断した場合は遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新なものか否かを確認すること、また当該情報がいつの時点のものなのかを明らかにするための措置を講じます。
5. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由とした差別は一切致しません。
6. 本所の取扱職種は全職種で、紹介地域は国内全域です。
7. 本所の業務は、すべて職業安定法及び関係法令・行政通達に基づいて運営されますので、ご不明な点は当所の担当者にお尋ねください。

令和 7 年 6 月 16 日 改定

2025年6月10日

情 報 公 開 デ ー タ

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の第3項に基づく情報提供

弊社 宇都宮オフィス での各種公開データは下記の通りです。

【派遣労働者数・派遣先数・マージン率・派遣料金・派遣労働者賃金に関する事項】

派遣労働者の数（2025年6月2日現在）	172名
派遣先事業所の数	30社
マージン率	33.24%
労働者派遣料金の平均額	15,790円/日
派遣労働者賃金の平均額	10,520円/日

【労使協定に関する事項】

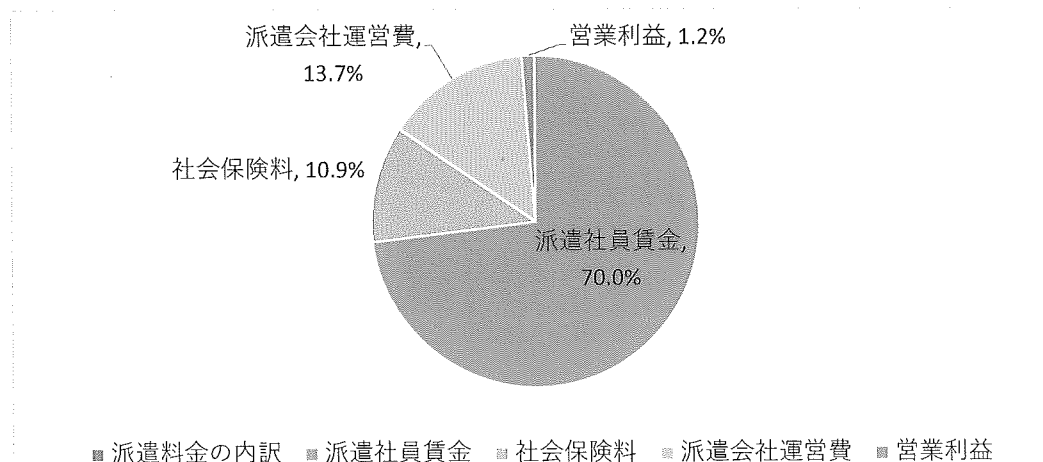
労使協定の締結の有無	有	協定有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
労使協定対象者の範囲	労使協定書に記載されている業務に従事する派遣従業員（労使協定書第一条）		

【派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項】

キャリアコンサルティング相談窓口 宇都宮オフィス / 担当：金井 誠二	TEL 028-612-4830
--	------------------

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時基礎研修	雇入時（1年目）	OJT	無	有給
職能別研修	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給
階層別研修	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給
その他の教育訓練	派遣中（2～3年目）	OFF-JT	無	有給

【派遣料金の内訳】 ※職種によって多少の違いはありますが、派遣料金の内訳は概ね下のグラフの構成です。



	株式会社パワースタッフジャパン 宇都宮オフィス（派 07-010028）
	〒321-0951 栃木県宇都宮市越戸3-15-2-2F
	TEL 028-612-4830 FAX 048-612-4831

職業紹介事業に係る個人情報適正管理規定

事業所名：株式会社 パワースタッフジャパン 宇都宮オフィス

第1 個人情報取扱者の範囲

個人情報を取扱う事業所内の担当職員(社員)の範囲は、福島第一オフィスの職員(社員)に限定する。なお個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の金田有二とする。

第2 取扱者への教育

職業紹介責任者は個人情報を取扱う第1に明記した事業所内の担当職員(社員)に対して、個人情報の取扱いに関するルールの研修、教育・指導を少なくとも年に一度は実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3 個人情報の開示

個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して当該本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときに当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うことはもとより、このような請求があったことを理由とした該当本人に対する不利益な取扱いはいししないものとする。また、このような個人情報の開示又は訂正に関する取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等へ周知をしなければならないこととする。

第4 苦情の処理

求職者等の個人情報の取扱いに関して、本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者である職業紹介責任者の金田有二は誠意を持って迅速かつ適切に処理することとする。

第5 個人情報の収集、保管及び使用

業務上取り扱う個人情報については、その業務の目的の達成に必要な範囲内で収集、保管し使用することはもとより、「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際のみに使用」等、具体的な目的を個別に明示し求職者の理解に資する方法で収集・保管及び使用をいたします。

令和7年6月16日 改定

職業紹介事業の運営に関する規定

事業所名：株式会社 パワースタッフジャパン 宇都宮オフィス

〔第1 求 人〕

1. 本所は国内での全ての職業について、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）や他の法令に違反している場合、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、暴力団員等による求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便・電話・ファックス又は電子メールでも構いません。
3. 求人申込みの際には、業務内容・賃金・労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックスまたは電子メール等の使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付・ファックスの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、事務費用を別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました事務費用は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

〔第2 求 職〕

1. 本所は国内での全ての職業について、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、本人が直接来所されて所定の求職票のよりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別な登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

〔第3 紹 介〕

1. 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、ご希望と適正に応じた職業に速やかに就くことができるよう、極力お世話をいたします。
2. 求人の方には、そのご希望に添う求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合に限ってファックスの利用若しくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付・ファックス利用・電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示いたします。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人

者と面接を行っていただきます。

5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をいたしません。
7. 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

[第 4 その他]

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応いたします。
2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者・求職者それぞれより本所に対してご報告をしてください。また、期間の定めのない雇用期間での労働契約を締結した求職者が就職から 6 ヶ月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対し報告をしてください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示は行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容を保つために、求人者・求職者等から当該情報について提供の中止の申し入れ、あるいは内容の訂正の依頼、本所が当該情報の正確性や最新性に欠くと客観的に判断した場合は遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新なものか否かを確認すること、また当該情報がいつの時点のものなのかを明らかにするための措置を講じます。
5. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由とした差別は一切致しません。
6. 本所の取扱職種は全職種で、紹介地域は国内全域です。
7. 本所の業務は、すべて職業安定法及び関係法令・行政通達に基づいて運営されますので、ご不明な点は当所の担当者にお尋ねください。

令和 7 年 6 月 16 日 改定